

○総務省令第四十一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の四十九の二十五第一項及び同令第七十四条の四十九の三十三第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

総務大臣 石田 真敏

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十七条の八 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書</p> <p>〔三 略〕</p> <p>第十七条の十 地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>第十七条の八 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>第十七条の十 地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書</p> <p>〔三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。